

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月6日
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ
照会担当者 スタッフ職 杉田 一彦
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(案件)

(受付番号) No.2010-489	随時改定等における交通費の取扱いについて
-----------------------	----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

以下の具体的事例に関して、疑義がありますのでご教示ください。

【事例】

【当該事業所の交通費の支給方法】

- ・本人申請の通勤経路を会社が認定し、定期代(6か月分)を支給する。
- ・本人は実際に定期を購入した際に、定期開始日を会社へ申請する。
- ・定期開始日までの期間は、本人の請求に基づき実費を別途支給する。
- ・転勤等により定期買い替えとなった場合の清算は翌月の給与で行なう。

→上記事業所において、4月1日に転勤

→定期代は4月15日に支給(6か月分)

→定期開始日は5月5日

→旧定期代についての清算(4月分)及び実費分(4/1~5/4)の支給は5月25日

【疑義】

上記の事例における随時改定及び定時決定の取扱いは、下記の解釈で差し支えないでしょうか。

【解釈】

交通費については、従来支給月ベースで捉えているため、随時改定の起算月は4月とする。

ポイントは、日割り分の実費支給金額と旧定期代の清算をどのように取り扱うか、という点であり、保険者算定を行うかどうかということである。

具体的な対応は→

- ・ 定時決定を行なう場合は、通知（保険発第71号：昭和37年6月28日）によると、9月以降において受けるべき報酬月額により保険者算定して差し支えないこととされているため、4・5・6の各月に変更後の交通費（一ヶ月相当）を算入し、日割分の支給と旧定期代のマイナス清算は無かったものとみなして算定することとする。
- ・ 随時改定を行なう場合は、上記の通知の取扱いに準じて保険者算定を行なうこととし、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額を算定するために、4・5・6の各月に変更後の交通費（一ヶ月相当）を算入し、日割分の支給と旧定期代のマイナス清算は無かったものとみなして算定することとする。

（回答）

定時決定に関しては、昭和37年6月28日付け保険発第71号通知によると、「著しく不当と認められるような場合には保険者算定する取り扱いとして差し支えない」とされている。この「著しく不当と認められるような場合」とは、昭和36年1月26日保発第4号通知の1（1）によると、「・・・等通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合」とあり、本件における5月に支払われた実費分（4/1～5/4）はここでいう「通常受けるべき報酬以外の報酬」に該当すると考えるのが妥当であるので、保険者算定を行うこととなる。

保険者算定を行う場合、報酬月額は9月以降において受けるべき報酬月額とすることとなるので、4月から9月については定期券の1/6を各月の交通費として算定することとなる。

随時改定に関しては、疑義照会2010-886の回答でお示ししているように、「1月分の実績（一の給与計算期間）が完全に確保されている給与等が、単月に混在している場合に限っては、「本来その月の被保険者の身分変更に即した報酬」のみを比較すべき報酬の要素として算入する」とされていることから、5月の報酬については定期券の1/6のみを交通費とするのが妥当である。

よって、随時改定においても4月から6月の各月について、定期券の1/6を各月の交通費として算定することとなる。

回答日 平成23年1月7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----